

令和 4 年 度  
税 制 改 正 事 項

令和 3 年 1 2 月  
農 林 水 産 省

## 第 1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 2 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置（貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等）の適用期限を2年延長する。（固定資産税・都市計画税）
- 3 認定就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置（5年間、課税標準の1/3控除）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）

## 第 2 農林水産関連産業の振興等

- 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物等については35%）の割増償却ができる措置を講ずる。（所得税・法人税）
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、適用対象から出資を有しない組合のみで行う合併を除外した上、その適用期限を3年延長する。（法人税）
- 3 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等）について、その適用期限を2年延長する。（登録免許税）  
【経産省等3省共管】
- 4 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置（合併による不動産の所有権の移転0.4%→0.2%等）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）  
【経産省等2省共管】
- 5 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置（不動産価格の1/6控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）  
【経産省等2省共管】

### 第3 農山漁村の環境対策・活性化

1 みどりの食料システム戦略を実行するための法整備を前提に、次の措置を講ずる。(所得税・法人税)

① 同法の環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産※の取得等をして、環境負荷低減事業活動(仮称)等の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。

※ 環境負荷低減事業活動用資産

- ・慣行的な生産方式と比較して環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等
- ・環境負荷低減事業活動の安定に不可欠な設備等

② 同法の基盤確立事業実施計画(仮称)の認定を受けたものが、一定の基盤確立事業用資産※の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。

※ 基盤確立事業用資産

- ・化学農薬・化学肥料に代替する生産資材の製造設備等

2 バイオ燃料製造事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置(3年間、課税標準の1/2控除等)について、木質固形燃料製造設備の適用対象を中小事業者等及び農業協同組合等が取得するものに限定した上、その適用期限を2年延長する。(固定資産税)

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする)の適用期限を2年延長する。(固定資産税)

※特例割合(バイオマス発電設備(1万kw以上)の場合): 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合(わがまち特例)

【経産省等2省共管】

4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置(本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする)について、適用対象を暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定した上、その適用期限を2年延長する。(固定資産税)

※特例割合: 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合(わがまち特例)

【経産省等3省共管】

## 第4 森林・林業施策の推進

- 1 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、適用対象から出資を有しない組合のみで行う合併を除外した上、その適用期限を3年延長する。（法人税）（再掲）

## 第5 水産施策の推進

- 1 中小漁業融資保証法の改正に伴い、漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）について、同法に規定する沿岸漁業改善資金の借入れに係る債務保証を適用対象に加える。（登録免許税）
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、適用対象から出資を有しない組合のみで行う合併を除外した上、その適用期限を3年延長する。（法人税）（再掲）

## 第6 その他

- 1 人・農地など関連施策の見直しに合わせて、関連法令の改正を前提に、現行の特例措置について、税制上の所要の措置を講ずる。（複数税目）
- 2 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を1年延長する。（印紙税）

【財務省等5省庁共管】

## [税制改正見直し事項（廃止）]

- 1 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除について、適用対象から次に掲げる場合を除外する。
  - ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合（所得税・法人税）
  - ② 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の認定を受けた者に一定の山林に係る土地の譲渡をした場合（所得税・法人税）
  - ③ 集落地域整備法に基づく交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得する場合（所得税）
  
- 2 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例について、集落地域整備法に係る措置を廃止する。（所得税・法人税）